

規格仕様書

1 品質、規格

軽油(配達)、日本産業規格 (JIS)

2 納入期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 納入場所

岡山県農林水産総合センター畜産研究所内油庫及び該当車両
(久米郡美咲町北 2272)

4 購入予定数量

15,600リットル以内

上記の数量は、あくまでも予定数量であり、達しない場合もある。

5 納入条件

- (1) 契約期間の発注あるごとに納入するものとする。
- (2) 土、日、祝日及び年末年始（元旦から3日までは除く）の閉庁時の給油にも対応できること。

6 納入時における災害対策について

荷下ろし作業中に漏油が発生した場合、直ちに吐出弁又は緊急遮断弁を閉めて作業を中止し、係員に連絡を行うこと。

2次災害を防ぐため、消火器、吸着マット砂等の機材を使用し発火を防ぐとともに油の流出・拡散の防止に努めること。

なお、油を含んだ吸着マット及び砂等の処分は、納入業者において法的に適正な処分を行うこと。

また、早急に原因を究明し報告を行うこと。

7 請求方法

単価契約とし、毎月末に集計し、当月の1リットルあたりの契約単価（消費税及び地方消費税を含む）に、当月の納入数量を乗じた金額（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。）を翌月に請求する。

8 契約単価の変更

契約の締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、協議の上契約単価の変更を行うことができるものとするが、変更条件等は原則として次のとおりとする。

(1) 価格の基準資料

経済産業省資源エネルギー庁が調査しホームページで公表する「統計情報・石油製品価格調査・給油所小売価格調査（週次調査・原則月曜調査水曜公表）」の毎月最終調査日が属する週に公表される店頭軽油岡山県価格（ただし、公表日が2日の場合は前週の公表価格。以下「調査価格」という。）を基準とする。なお、調査価格は小数第1位までとする。

(2) 契約変更の要件

令和7年4月1日付けの当初契約単価の変更を行うのは、3月の調査価格を基準とし、4月以降の調査価格に1円以上（税込）の変動が生じたとき。

(3) 変更する単価の決定

上記（2）の変動額により、契約単価（税込）を加減する。

(4) 変更後の契約単価を適用する時期

調査価格に1円以上の変動があった月の翌月1日から適用する。（例：4月調査価格で1円以上の変動があった場合、その変動額を加減した契約単価を5月1日から適用。）

(5) 当初契約単価の変更を行った後の取り扱い

単価変更を行った月の調査価格を基準とするほかは、上記と同様とする。